

# 毒物劇物販売業登録申請等に関する手続きの手引きについて

秋田県

# 1. 毒物劇物販売業の登録について

## (1) 概要

毒物又は劇物を販売、授与するためには、毒物劇物販売業の登録を受けなければなりません。伝票上の取引のみの場合や金銭のやりとりが無い場合でも、登録が必要です。

また、販売、授与を目的として、毒物や劇物を貯蔵、運搬、陳列する場合も同様です。

販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市の場合には市長、特別区は区長）が行います。登録の有効期間は6年間です。

# 2. 申請・各種届出

## (1) 新規申請

提出書類等		注意事項
登録申請書		申請者が法人の場合、印は登記された代表者印を押してください。
取扱責任者設置届 ※現物の取扱いがなければ不要。		①業務の種別は、一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業の区別を記入してください。 ②登録番号・登録年月日は記載しないでください。 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農業用品目・特定品目）を併記してください。
添付書類	店舗平面図	毒物劇物の保管場所を明示してください。
	登記事項証明書	※申請者が法人の場合添付してください。
	雇用関係証明書	取扱責任者が申請者（法人の場合を含む）に雇用されている場合提出してください。
	診断書	診断年月日から3ヶ月以内のもの
	宣誓書	
資格証明書		①薬剤師一免許証の写し（本証を提示すること） ②学校卒業者－卒業証明書又は、卒業証書（指定された学科以外の卒業者は履修単位修得証明書も必要です） ③試験合格者－合格証の写し（本証を提示すること）
手数料		14,700円（秋田県証紙）

## (2) 更新申請

提出書類		注意事項
登録更新申請書		登録年月日は有効期間の最初の日を記載してください。
添付書類		登録票
手数料		6,400円（秋田県証紙）

(3) 変更届

提出書類	注意事項
変更届	変更後30日以内に届出してください。
添付書類	変更内容が確認できる書類(例:平面図、登記事項証明書等)

(4) 取扱責任者変更届

提出書類	注意事項	
取扱責任者変更届出書	変更後30日以内に届出してください。	
添付書類	雇用関係証明書	取扱責任者が申請者(法人の場合を含む)に雇用されている場合提出してください。
	診断書	診断年月日から3ヶ月以内のもの
	宣誓書	
	資格証明書	①薬剤師-免許証の写し(本証を提示すること) ②学校卒業者-卒業証明書又は、卒業証書の写し(指定された学科以外の卒業者は履修単位修得証明書も必要です) ③試験合格者-合格証の写し(本証を提示すること)

(5) 廃止届

提出書類	注意事項
廃止届	業務を廃止してから30日以内に届出してください。
添付書類	登録票

### 3. 登録後に変更があった場合の手続きについて

(1) 新規登録が必要な場合

- ① 経営者が変わる場合
- ② 個人から法人、法人から個人に変わる場合
- ③ 法人の対等合併により新法人を設立する場合
- ④ 店舗を移転する場合

(2) 変更届出が必要な場合

- ① 開設者の氏名又は住所が変わった場合
- ② 店舗の名称を変更した場合
- ③ 構造設備を変更した場合
- ④ 毒物劇物取扱責任者を変更した場合

## 4. 営業開始後の管理について

### (1) 譲渡手続き

○交付の制限（法第15条第1項、施行規則第12条の2の5）

#### 【販売・授与できない相手】

○18才未満の者

○麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

○職業、言動、購入量などにより、使用目的が不審、安全な取り扱いに不安のある者

### (2) 販売時の確認事項（法第15条、施行規則第12条の2の6、第12条の3、厚生省医薬安全局長通知）

販売に際しては、個人の場合は身元の確認、法人では事業内容等の確認を行い、使用目的や使用量が適切かを確認し、慎重に対応します。

トルエン等については、住所・氏名を身分証明書（運転免許証等）で必ず確認し、併せて使用目的・使用日時を聞きます。確認した事項は、交付帳簿に記録して5年間保存します。

### (3) 書面の保管（法第14条）

下記の記載事項を記載し、印を押した書面（譲受書）の提出を受け、5年間保存しなければなりません。

#### 【記載事項】

○毒物劇物の名称及び数量

○販売・授与の年月日

○譲受人の氏名、職業、住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）

#### 【例示】

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	塩酸
	数量	500ml × 1本
販売又は授与の年月日		平成〇〇年〇月〇日
譲受人 (法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地)	氏名	秋田 太郎
	職業	会社員
	住所	秋田市山王4-1-1
備考	トイレ掃除に使う	

※法人の場合、印は代表者印が望ましいが、担当者の個人印でも可。

※伝票（受領書）で兼ねてもよい。

## 5. 危害防止規定の作成

取り扱う毒物劇物の種類、量、使用方法は、事業所ごとに異なるため、毒物劇物によって発生する危害も異なります。事業所ごとに、実状に応じた危害防止対策をまとめ、「危害防止規定」を作成します。（法第 11 条、厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知）

危害防止規定には最低限、以下の事項を盛り込みます。

- 1 毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項（例示 1）
- 2 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 3 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- 4 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 6 毒物劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- 7 その他、保健衛生の危害を防止するために遵守しなければならない事項

